

1. 新型インフルエンザ等対策政府行動 計画を踏まえた対応について

- **新型インフルエンザ等対策政府行動計画**は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示す**ものとして、**2013年に策定**（2017年に一部改定）
- 新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、**初めて政府行動計画を抜本的に改正（令和6年7月2日閣議決定）**
「内閣感染症危機管理統括庁」や「国立健康危機管理研究機構（JIHS）」の設置や、
国・都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化、医療機関等との平時の協定締結による準備体制の確立等の制度改正も反映し、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症による危機に対応**できる社会を目指す
- 次の感染症危機においては、**本政府行動計画を参考**に、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、**基本的対処方針を速やかに作成**し、対応

1. 平時の準備の充実

- 「訓練でできないことは、実際もできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、**平時から実効性のある訓練を定期的に実施**し、不断に点検・改善
- 感染症法等の計画に基づき、自治体は関係機関と協定を締結。**感染症発生時の医療・検査の体制立上げ**を迅速に行う体制を確保
- **国と地方公共団体等、JIHSと地方衛生研究所等との間の連携体制**やネットワークの構築

2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定

- 全体を3期（準備期、初動期、対応期）に分けて記載
 - 6項目だった対策項目を**13項目に拡充**。内容を精緻化
 - 特に**水際対策や検査、ワクチン等**の項目について、従前の政府行動計画から記載を充実するとともに、偏見・差別等の防止や偽・誤情報対策も含めた**リスクコミュニケーションの在り方等**を整理
 - 5つの横断的視点※を設定し、各対策項目の取組を強化
- ※ 人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携

3. 幅広い感染症に対応する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切替え

- **新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症をも念頭に**、**中長期的に複数の波が来ることも想定**して対策を整理
 - 状況の変化※に応じて、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、**柔軟かつ機動的に対策を切替え**
- ※ 検査や医療提供体制の整備、ワクチン・治療薬の普及、社会経済の状況等

4. DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

- 予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- 将来的に電子カルテと発生届の連携や臨床情報の研究開発への活用等

5. 実効性確保のための取組

- 政府行動計画に沿った取組を推進するとともに実施状況を**毎年度フォローアップ**※
 - 感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性等を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**
- ※特に検査・医療提供体制の整備、個人防護具等の備蓄状況等は見える化

各論13項目の概要

①実施体制

- ・国、地方公共団体、JIHS、研究機関、医療機関等の**多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調**することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における**人材確保・育成や実践的な訓練**による対応力強化、有事には**政府対策本部**を中心に**基本的対処方針に基づき**的確な政策判断・実行

⑤水際対策

- ・国内への**新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピード**をできる限り遅らせるため、**検疫措置の強化や入国制限等の水際対策**を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、**対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し**、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、**対策の縮小・中止等見直しを実施**

⑧医療

- ・医療の提供は、**健康被害を最小限にとどめる**ために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、**都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結**することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、**通常医療との両立を念頭に置きつつ**、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に**柔軟かつ機動的に対応**

⑪保健

- ・有事において**地域の実情に応じた効果的な対策を実施**して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、**検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施**
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、**有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う**

②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、**平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施**
- ・感染症対策の判断に際した、**感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮**

⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、**感染拡大のスピードやピークを抑制**
- ・医療ひっ迫時には**まん延防止等重点措置、緊急事態宣言**を含む必要な措置を**適時適切に実施**
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて**対策の縮小・中止を機動的に実施**

⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む**一貫した対策・支援**を実施

⑫物資

- ・感染症対策物資等*が不足する場合、**検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性**
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に**感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成**

※医薬品、医療機器、個人防護具等

④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、**偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布**のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、**可能な限り双方向のコミュニケーション**を行い、**リスク情報とその見方の共有等**を行い、**国民等が適切に判断・行動**
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、**リスコミ体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等**

⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、**重点感染症を対象としたワクチンの研究開発**を平時から推進し、**研究開発の基盤を強化**
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・**予防接種事務のデジタル化やリスコミ**を推進

⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、**患者の早期発見、流行状況の的確な把握等**を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には**機器や資材の確保**、発生直後より**早期の検査立上げ**、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には**国民生活及び社会経済活動に大きな影響**が及ぶ可能性
- ・平時に**事業継続等のために必要な準備**を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・**国等は影響緩和のため必要な対策・支援***を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」に基づく取組のフォローアップのポイント

- 令和6年7月に初めて全面改定した政府行動計画においては、その実効性を担保するために、毎年度定期的にフォローアップを実施することが記載されている。
- 今般、改定後初めてとなるフォローアップを実施し、各省庁において進められている取組を確認した。
- 政府行動計画の6年ごとの見直しも見据えながら、今後も毎年度フォローアップを実施していく。

記載項目	主な取組	記載項目	主な取組
①実施体制	<p>実践的な訓練による即応力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 政府対策本部や関係省庁対策会議の設置・開催訓練 ✓ 国と47都道府県との間の緊急連絡会議訓練 ✓ 都道府県が行う感染症危機管理対応訓練の伴走支援 	⑧医療	<p>医療提供体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 有事の体制強化のため、平時から都道府県と医療機関の間で協定を締結 (R7.1.1時点) <p>病床確保 目標 45,681床 実績 48,513床 発熱外来 目標 41,643機関 実績 40,150機関</p>
②情報収集・分析 ③サーベイランス	<p>国立健康危機管理研究機構（JHS）の創設</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染症情報の収集・分析能力を強化し、政府に科学的知見を提供する体制を構築 <p>重層的なサーベイランス</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 急性呼吸器感染症(ARI)サーベイランスの開始 (R.7.4) ✓ 下水サーベイランスの拡充 	⑨治療薬・治療法	<p>重点感染症に対する研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 今後のパンデミックに備え、重点感染症のリストを更新 ✓ AMEDの事業において、重点感染症に対する感染症危機対応医薬品等（MCM）について、約20の研究開発課題を採択
④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<p>平時からの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染症対策に係るリーフレットを作成・公表 ✓ リスコミの考え方や留意点、優良事例をとりまとめ 	⑩検査	<p>検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 有事の体制強化のため、平時から都道府県等と民間検査機関等の間で協定を締結するほか、地衛研等と訓練を実施 <p>流行初期 目標 約10万件/日 実績約29万件/日(R6.9.30時点) 流行初期以降 目標 約46万件/日 実績約49万件/日</p>
⑤水際対策	<p>体制の維持・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国の検疫所（海港27カ所、空港29カ所）で総合訓練を実施 ✓ 隔離や停留のため検疫所は169医療機関と協定を締結 ✓ 停留や待機要請のため約2.6万室の客室等を確保 	⑪保健	<p>保健所の対応能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 全国の保健所において健康危機対処計画を策定 ✓ IHEATの強化のため、国による専門講習や都道府県等が行う管理者研修への支援を実施
⑥まん延防止	<p>対策への理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者が感染症対策を実施する上で参考となる感染症対策の解説を作成し、周知 ✓ 広報・啓発資料を作成・公表 	⑫物資	<p>感染症対策物資等の備蓄・配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 国において、医療機関向けマスク等の個人防護具を備蓄 ✓ 協定締結医療機関における個人防護具・人工呼吸器の備蓄状況を把握 ✓ 感染症対策物資等の生産・輸入を行う事業者の生産・輸入状況を確認
⑦ワクチン	<p>早期開発・円滑な接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ SCARDAの支援の下、世界トップレベルの研究開発拠点の形成、新たなワクチンや創薬手法の開発を実施 ✓ ワクチン製造拠点の整備等を実施 ✓ 接種事務の円滑化に向けたシステム開発の推進 	⑬国民生活・国民経済	<p>事業者の対応能力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 次の感染症危機に備え、事業者に心がけていただきたい内容をまとめた資料を作成し、事業者に対して周知するなど業務継続計画策定を促進

令和7年度「感染症危機管理対応訓練」の概要

- **新型インフルエンザが海外で発生した場合の政府の初動対応等**を確認するため、総理・全閣僚をメンバーとした「**政府対策本部会合(訓練)**」を筆頭に一連の訓練を実施。
- 地方公共団体との相互連携の観点では、昨年度と同様に「**大臣と知事等との緊急連絡会議(訓練)**」を実施。
- **大阪府とはシナリオを連携して訓練**を実施（自治体へ迅速な情報共有→政府対策本部→緊急連絡会議→府対策本部）。

令和7年度 感染症危機管理対応訓練の全体構成

<海外発生時の政府の初動対応訓練（主要な訓練）>

関係省庁対策会議(訓練) 【局長級・対面形式】

※非公開

(11/14)



政府対策本部会合(訓練) 【閣僚級・対面形式】

※一部公開

(11/18)



大臣と知事等の緊急連絡会議(訓練) 【オンライン形式】

※全公開

(11/18)



<その他の訓練（事務方訓練）>

- 関係府省庁や地方自治体等と海外発生事例覚知に伴う「**情報連携訓練**」を行い、情報覚知後の迅速な連携体制を確認。
- 大阪府は政府とシナリオ連携した訓練を実施

令和7年度感染症危機管理対応訓練（厚生労働省対策本部訓練）

海外で新型インフルエンザが発生した場合の初動対応を確認するため、内閣感染症危機管理統括庁が実施した政府対策本部訓練に合わせて、令和7年11月18日（火）に上野賢一郎厚生労働大臣を本部長とした感染症危機管理対応のための省内対策本部訓練を開催。

上野厚生労働大臣は、政府対策本部訓練での高市内閣総理大臣からの指示の共有を行うとともに、水際対策や医療提供体制、保健所体制などの初動対応の状況の報告を受け、各部局等に対する初動対応の徹底を指示した。



各部局等に対して指示を出す上野厚生労働大臣

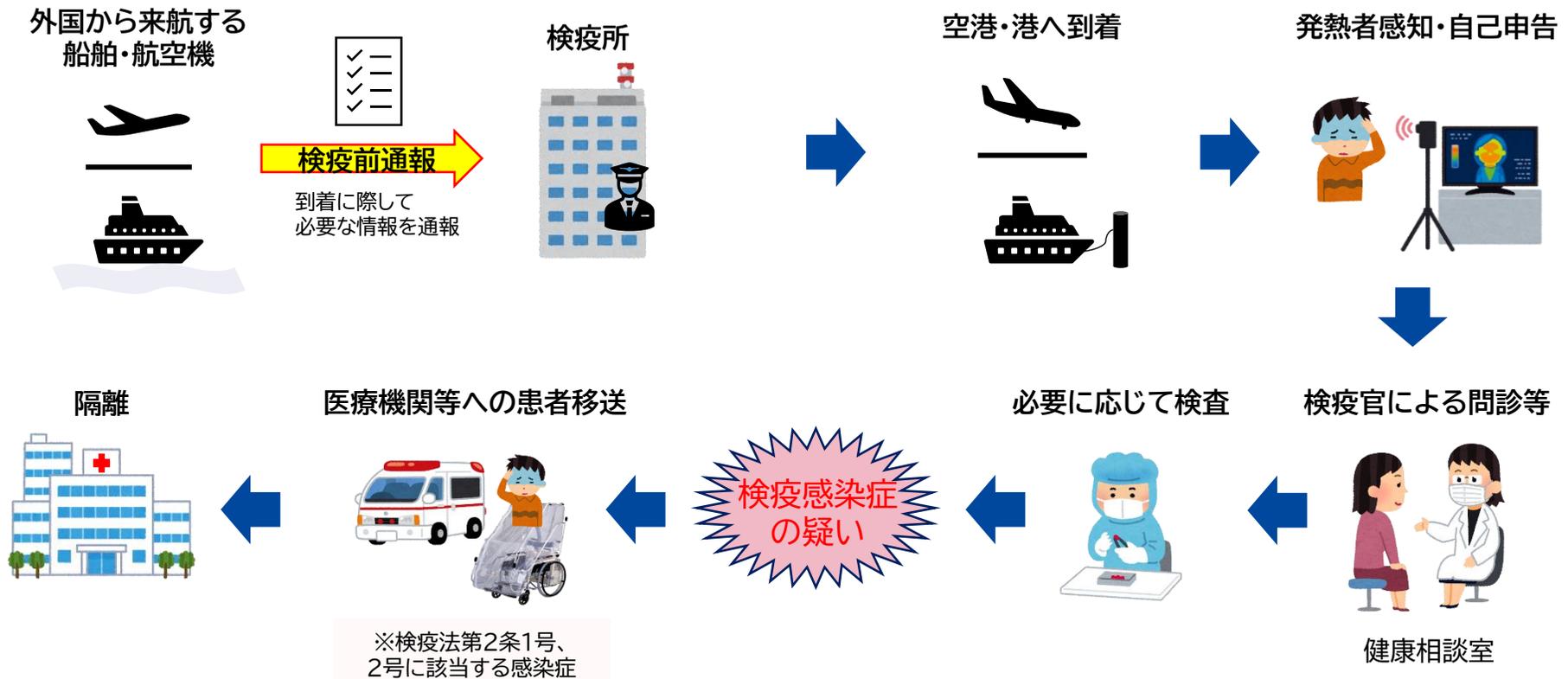


省内対策本部訓練の様子

2. 検疫法に基づく水際対応について

検疫所における検疫業務の概要

- 検疫所では、検疫感染症※の病原体が国内に侵入することを水際で防止することを目的とした検疫を実施している。
※エボラ出血熱等の一類感染症、鳥インフルエンザ（H5N1又はH7N9）、中東呼吸器症候群（MERS）、ジカウイルス感染症など
- 出入国者に対して、海外での感染症の流行状況や対応などについて注意喚起を実施するとともに、入国者に対しては、サーモグラフィーによる体温測定等を行い、必要に応じ、問診、検査等を実施するなどの水際対策を行っている。



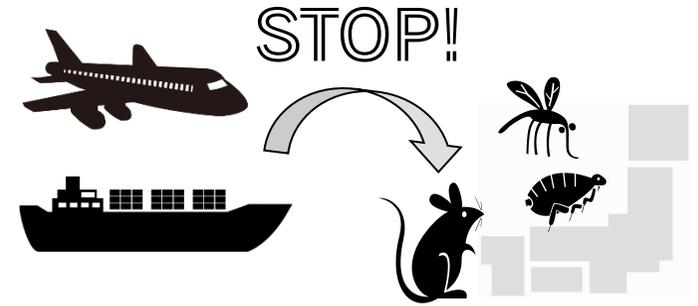
検疫法に基づく主な措置の概要

検疫法上の位置づけ		実施可能な検疫法上の措置					備考	
		質問等	診察検査	隔離停留	待機要請／指示	健康監視		消毒、廃棄等
検疫感染症	・第2条第1号 感染症法の一類感染症	○	○	○	×	○	○	エボラ出血熱、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、パスト、マールブルグ病
	・第2条第2号 感染症法の新型インフルエンザ等感染症	○	○	○	○	○	○	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症 ※現在は指定無し
	・第2条第3号に基づき政令で指定 国内に常在しない感染症のうちその病原体が国内に侵入することを防止するためその病原体の有無に関する検査が必要なもの	○	○	×	×	○	○	チクングニア熱、ジカウイルス感染症、マラリア、デング熱、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1/H7N9)
・第34条に基づき政令で指定する感染症 外国に検疫感染症以外の感染症が発生し、これについて検疫を行わなければ、その病原体が国内に侵入し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるとき		○	具体的に適用する規定は、感染症毎に政令で指定				○	※現在は指定無し ・政令で定められる期間は1年間のみ (1年以内の延長は可能)
・新感染症		○	△	△	×	△	△	・検疫法第34条の2に基づき厚労大臣の指示に従い実施
・検疫法上、位置づけのないもの		○	×				○	※法律に基づかない任意の協力要請としては可能

- ・隔離：感染症の患者を医療機関等に入院させて、感染症のまん延を防止するため、他者との物理的な遮断をすること。
- ・停留：感染したおそれのある者を医療機関や宿泊施設等に収容して、他者との交通を断つことで、感染症の伝播を防ぐこと。
- ・待機要請／指示：感染症の患者や感染したおそれのある者に対して、宿泊施設等から外出しないこと等の要請を行うこと。（指示は外出の要請に従わない者に対して行う。）
- ・健康監視：感染したおそれのある者に対して、入国後一定期間健康状態の確認を行うこと。健康状態に異状を生じた場合には、国内において検査等の必要な対応を行う。

検疫所における感染症媒介動物への対策の概要

- 検疫所において、入国者等に対する検疫の他に検疫法第27条の規定に基づき、港湾・空港区域における衛生対策を実施している。
- 港湾・空港区域において、感染症を媒介するねずみ族及び蚊族の生息状況調査、病原体の保有調査、駆除等の衛生措置を実施している。

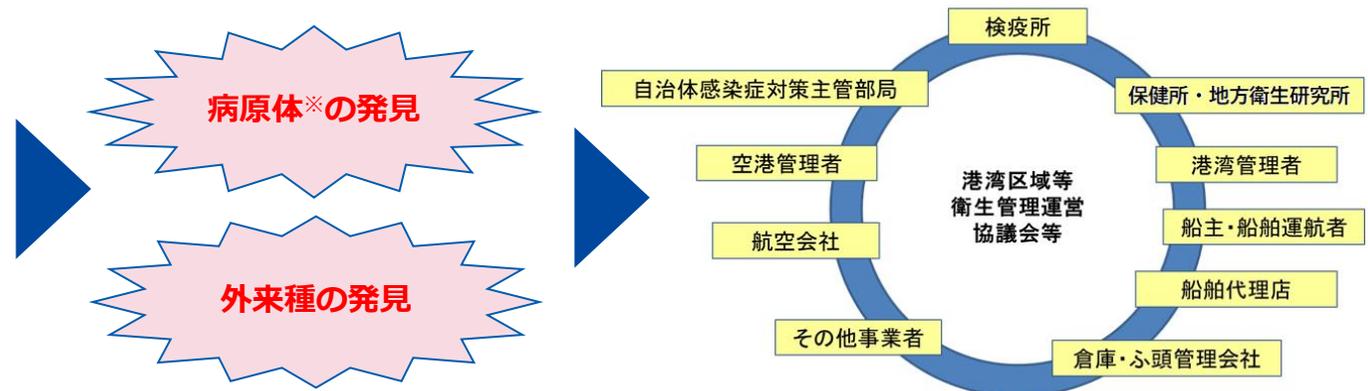


ねずみ族・蚊族の生息調査 及び病原体保有検査



前年度のリスク評価に基づき、
継続的調査を実施

関係機関等への注意喚起及び 駆除等によるまん延防止の対策の実施



※検疫感染症：ペスト（ねずみ）、マラリア（蚊）、デング熱（蚊）等
 検疫感染症に準ずる感染症：ウエストナイル熱（蚊）、日本脳炎（蚊）、
 腎症候性出血熱（ねずみ）等

海外感染症情報の提供について

検疫法第27条の2に基づき、海外での感染症の流行状況や対応などについて情報提供・注意喚起を実施している。

FORTH (WEBサイト)

- 海外渡航者向けに、世界各地の感染症情報を収集・分析し、渡航地や目的に応じた様々な情報提供を行っている (For Travelers' Health)。
- 随時、WHOニュース(Disease Outbreak News)等を邦訳したのもも掲載している。
- 検疫感染症の流行状況及び注意喚起だけでなく、感染症全般に関する注意喚起や、渡航者向け予防接種を実施している国内の医療機関の紹介等も行っている。

トップ画面



<https://www.forth.go.jp/index.html>

国・地域別の感染症情報



空港等における情報提供

- 出入国者に対して、ポスターの掲示やデジタルサイネージへの表示等により情報提供や注意喚起を行っている。



鳥インフルエンザに感染した動物(鳥・乳牛など)からヒトへの感染が確認されています

鳥や動物に近づかないようご注意ください!

- 不用意に動物に近寄らないでください。
- 特に「病気の動物又は死んだ動物」、「感染した動物又は感染の疑いがある動物」、「動物の排泄物等」との接触を避けるようにしてください。
- 積極的に手洗いを行ってください。
- 発熱や咳などインフルエンザ様の症状が出た時は、マスクを着用し、現地の医療機関を受診してください。
- 帰国時
- 発熱や咳などインフルエンザ様の症状がある場合は、検疫所に相談してください。

詳しくは → 検疫所ホームページ FORTH <https://www.forth.go.jp> FORTH 鳥インフルエンザ

厚生労働省 検疫所

中東呼吸器症候群 (MERS) が発生しています!

ラクダとの接触に十分ご注意ください!

中東呼吸器症候群(MERS)とは?

発熱や咳から始まり、肺炎などが重症化し、死亡者もでている注意すべき感染症です。ヒトコブラクダとの濃厚接触が感染リスクであると考えられており、主にラクダが長距離運搬、イタメシ、マダモシ、カタル、クウェート、サウジアラビア、ヨルダンで患者が報告されています。

ラクダはMERSウイルスを持っていることがあります!

ヒトコブラクダとの接触は感染のリスクがあることから、可能な限り避けましょう。

ラクダの未殺菌乳や生肉はキケンです!

- ・殺菌状況が不明なラクダミルク
- ・ラクダミルクを使ったアイスクリーム
- ・加熱が不十分なラクダ肉

これらは摂取しないようにしましょう。

※詳細には検疫官にご相談ください。不安がある場合は検疫官にお申し出ください。※検疫所では、感染の可能性のある方を対象に一定期間健康状態の確認を行います。

詳しくは → 検疫所ホームページ FORTH <https://www.forth.go.jp/index.html> FORTH MERS

厚生労働省 検疫所

海外に渡航される方へ

「チクングニア熱」が流行しています!

欧州、中国(広東省広山市)など複数の国で、チクングニア熱が発生しています。

渡航中は、**蚊**に注意してください!

- 蚊に刺されることで感染します
- 渡航中は、長袖、長ズボンを着用し、定期的な虫除けスプレー等を使用し、蚊に刺されないようにしましょう。
- 発熱、関節痛、発疹などが主な症状です
- 渡航中に上記の症状が現れたときは、自己判断で解熱剤を服用したりせず、すぐに医療機関を受診してください。

検疫所ホームページ FORTH <https://www.forth.go.jp/index.html> FORTH チクングニア熱

詳しくは → 厚生労働省 検疫所

入国時感染症ゲノムサーベイランスについて

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、令和5年5月8日より、海外から流入が懸念される感染症の病原体等の調査を行う「入国時感染症ゲノムサーベイランス」を開始。
- ◆ 5空港（成田・羽田・中部・関西・福岡）の検疫所において、**発熱等の症状のある入国者のうち調査に協力いただける方を対象**に、検体（鼻腔ぬぐい液）を採取。
- ◆ 採取した検体を活用し、
①民間検査会社にて、**主な呼吸器感染症の網羅的PCR検査、新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスのゲノム解析**を、
②国立健康危機管理研究機構にて、**新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの系統判定**を実施。
- ◆ 残余検体は、感染症臨床研究ネットワーク（iCROWN）に格納され、流行中の呼吸器ウイルスを把握するとともに、病原体分離株を蓄積し、呼吸器感染症の予防・診断・治療薬の開発等に利活用。
- ◆ 対象者のうち希望者に対しては、抗原定性検査キットによる新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの簡易検査を実施。
- ◆ 調査結果については、厚生労働省HP（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_54515.html）に掲載。

検疫所

- ・ 事業に対する同意取得
- ・ 検体採取（※1）

- ・ 発熱・咳等の有症状者のうち、調査に協力いただける方を対象に鼻腔ぬぐい液を採取。
- ・ 協力者の行動歴、症状等の確認。
- ※1 検体採取時に、希望者に対し、抗原定性検査キットによる新型コロナウイルスとインフルエンザウイルスの簡易検査を実施。

民間検査会社

- ・ 呼吸器感染症の網羅的PCR検査（※2）
- ・ 新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスのゲノム解析

- ※2 網羅的PCR検査（Multiplex RT-PCR）では、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルス、RSウイルス等の計22種類の呼吸器感染症の病原体の遺伝子が検出可能。

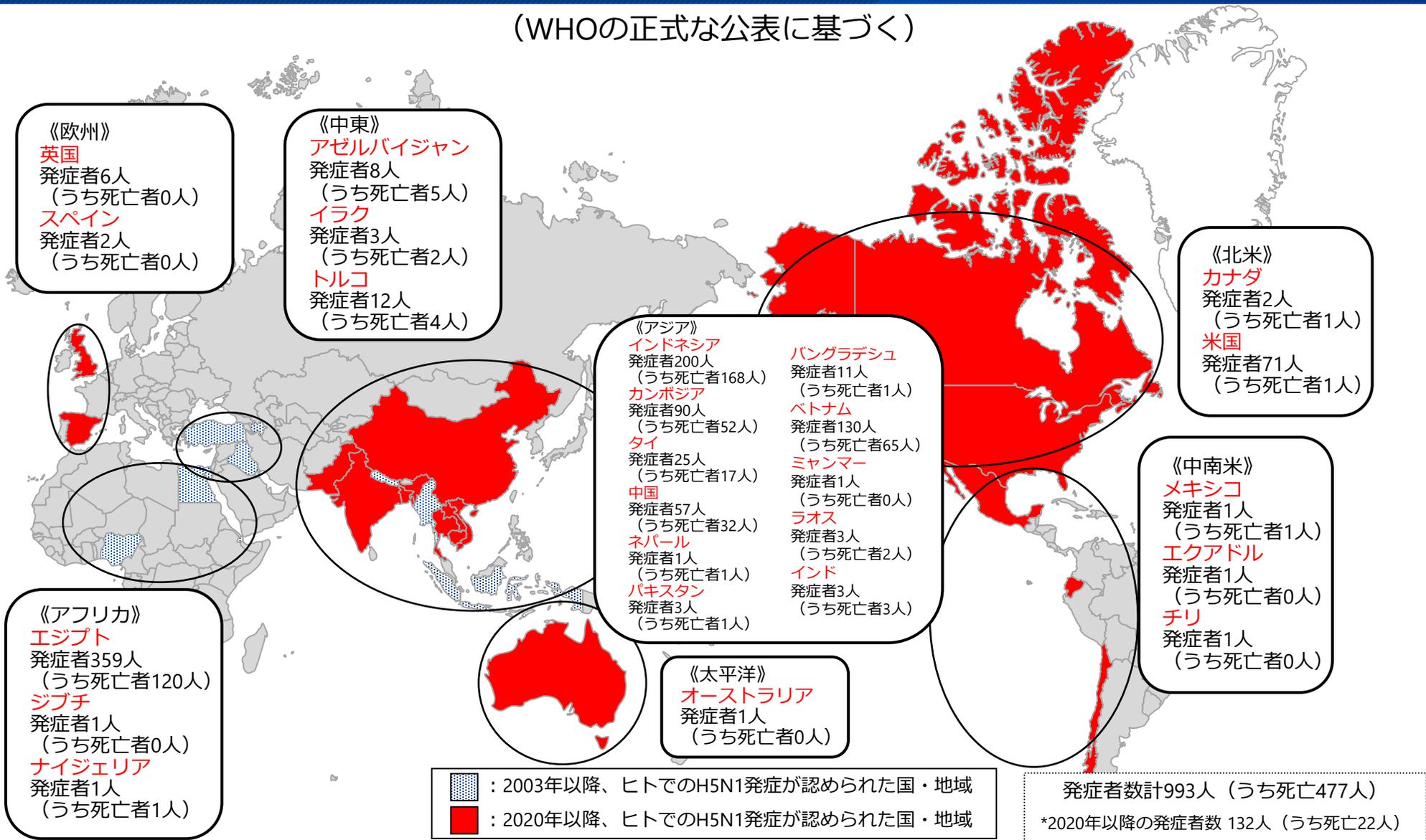
国立健康危機管理研究機構

- ・ 新型コロナウイルス及びインフルエンザウイルスの系統解析（※3）

- ※3 民間検査会社により決定されるゲノム配列情報を基に、系統判定を実施。

鳥インフルエンザA (H5N1) 発生国・地域及びヒトでの確定症例 (2003年11月以降)

(WHOの正式な公表に基づく)



令和7年11月に発生した鳥インフルエンザ疑い事例（ヒト）について

事案の概要

※日付など一部記載を加工しています。

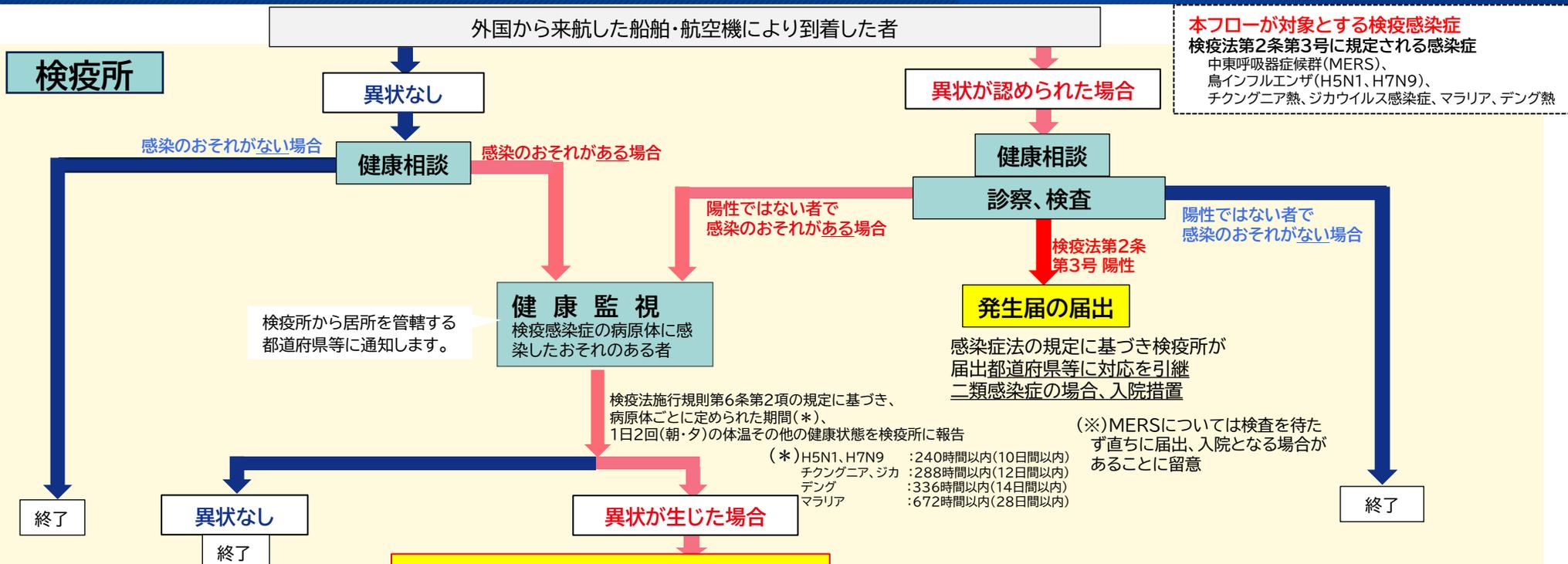
○**対象者**：30代 女性 X県Y市在住 ※Y市は保健所設置市

○**行動歴と発症までの経緯**：

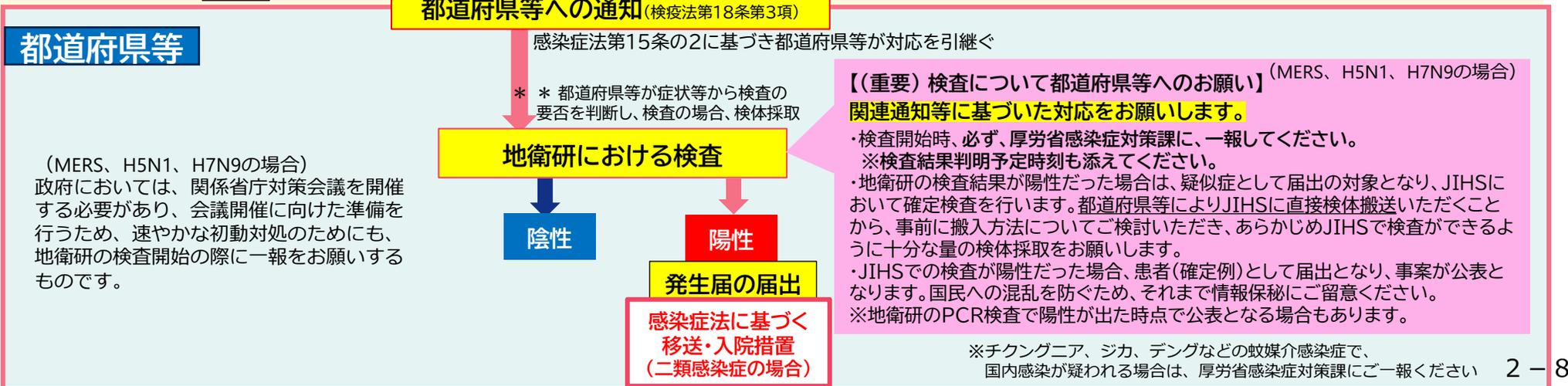
- 2025年11月15日～11月22日 鳥インフルエンザのヒト感染が散発的に見られる東南アジアのA国に渡航し、現地で鳥との直接接触があった。(接触日：11月17日)
- 直行便がないため、第三国を経由し、11月24日にB空港に到着した。
- 入国時、同空港検疫所の検疫官に、本人から鳥との接触歴があることについて申し出があった。詳しく話を聞いたところ、現在は症状がないものの、**鳥との接触歴があり、感染のおそれがある**ことから、11月27日まで（鳥との直接接触から240時間）の**健康監視の実施を決定**。（朝、夜2回の体温測定の結果と健康状態に異状がないか1日1回報告するよう依頼）
- 11月25日 健康監視対象者の家族から**発症（発熱、咳）**の連絡がB空港検疫所に入った。
- 同日 B空港検疫所から対象者の居所のあるY市に検疫法第18条第3項の規定に基づき通知。
- 11月26日 地衛研においてPCR検査を実施。鳥インフルエンザ（H5又はH7）陰性が確定

※もし、地衛研でH5又はH7陽性の場合には、JIHSにおいて確定検査を実施し、JIHSでの検査が陽性だった場合、患者（確定例）として届出となり、事案が公表となりますので、それまで情報保秘にご留意ください。

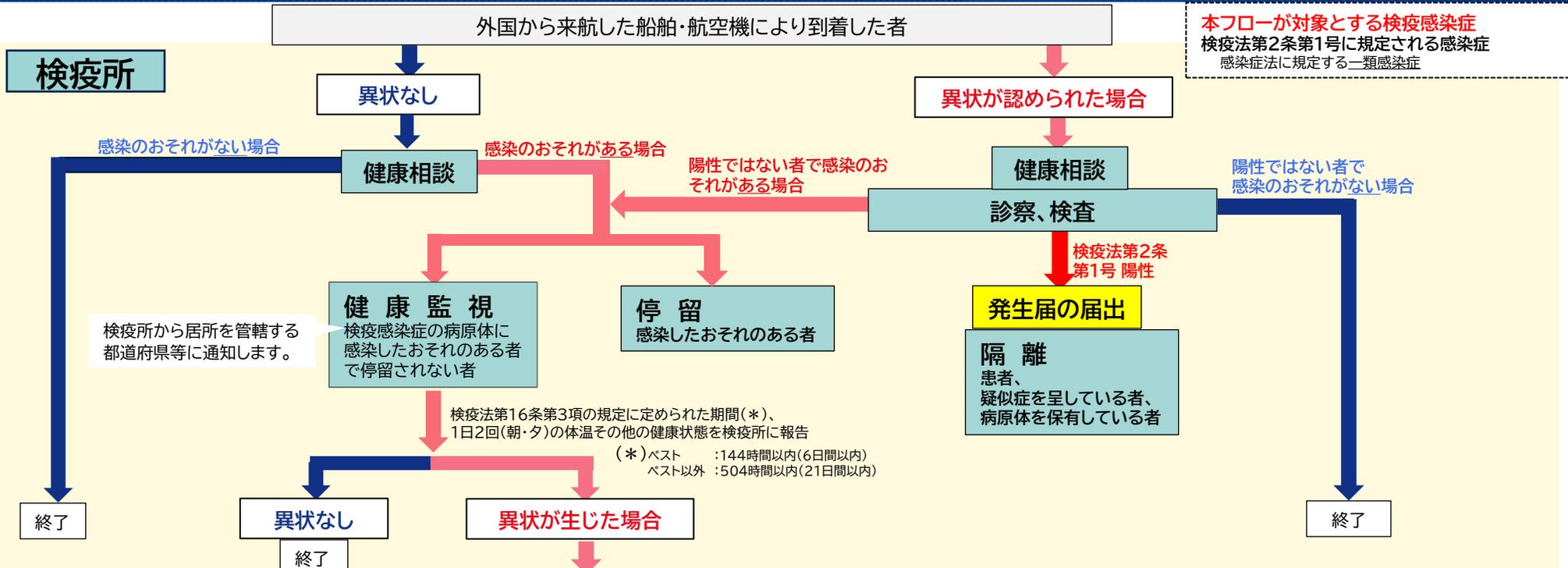
検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県等との連携



本フローが対象とする検疫感染症
 検疫法第2条第3号に規定される感染症
 中東呼吸器症候群(MERS)、
 鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9)、
 チクングニア熱、ジカウイルス感染症、マラリア、デング熱



検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県等との連携



本フローが対象とする検疫感染症
 検疫法第2条第1号に規定される感染症
 感染症法に規定する一類感染症

都道府県等

政府においては、関係省庁対策会議を開催する必要があり、会議開催に向けた準備を行うため、速やかな初動対応のためにも、都道府県等におかれても疑似症患者と判断した時点で一報をお願いするものです。

* 都道府県等が症状等から検査の要否を判断し、検査が必要な場合、医療機関から検体確保

【(重要) 都道府県等へのお願い】
 「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き」及び関連通知等に基づいた対応をお願いします。
 ・疑似症患者と判断した時点で、直ちに厚労省感染症対策課に一報してください。
 ・検査の実施については、厚労省感染症対策課に相談ください。
 ・検査はJIHSで行います。都道府県等によりJIHSに直接検体搬送いただくことから、事前に搬入方法についてご検討いただき、検体の採取・搬送は、通知・マニュアルに基づいた対応をお願いします。
 ・検体がJIHSに搬送されたら、厚生労働省から事案を公表します。国民への混乱を防ぐため、それまで情報保秘にご留意ください。

関連通知・マニュアル等

(「検疫所が把握した入国者に対する検疫対応と都道府県等との連携について」参考資料)

全体

- [病原体検出マニュアル \(国立健康危機管理研究機構HP\)](#)
- [感染症の患者の移送の手引きについて \(平成16年3月31日健感発第0331001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知\)](#)
- [感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて \(令和4年3月11日健感発0311第8号厚生労働省健康局結核感染症課長通知\)](#)
- [感染症法に基づいて国立感染症研究所で実施する病原体の行政検査について \(令和6年11月14日感感発第1114号第4号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長通知\)](#)

中東呼吸器症候群 (MERS)

- [「中東呼吸器症候群 \(MERS\) の国内発生時の対応について」 \(平成29年7月7日健感発0707第2号厚生労働省健康局結核感染症課長通知\)](#)
- [「中東呼吸器症候群 \(MERS\) の国内発生時の対応に関するQ & A について \(一部改正\)」 \(平成29年7月7日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡\)](#)

鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9)

- [「国内の鳥類における鳥インフルエンザ \(H5N1\) 発生時の調査等について」 \(平成18年12月27日健感発第1227009号厚生労働省健康局結核感染症課長通知\)](#)
- [「鳥インフルエンザ \(H5N1\) に関する積極的疫学調査の実施等について \(依頼\)」 \(令和6年12月12日感感発1212第1号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課長\)](#)
- [「高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例の発生について \(情報提供\)」 \(令和7年10月22日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡\)](#)
- [高病原性鳥インフルエンザ診断マニュアル \(第3版\)](#)

蚊媒介感染症

- [蚊媒介感染症-ガイドライン \(厚生労働省HP\)](#)

感染症法に規定する一類感染症

- [「ウイルス性出血熱への行政対応の手引き \(第二版\)」の周知について」 \(平成29年6月30日厚生労働省健康局結核感染症課長事務連絡\)](#)
- [「エボラ出血熱の国内発生を想定した対応について」 \(平成27年10月2日健感発1002第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知\)](#)

都道府県等との連携

平時における医療機関との協定

- ・ 隔離（入院）先となる医療機関を確実に確保するため、平時から検疫所長が医療機関と協議し、隔離措置の実施のための病床確保に係る協定を締結することとする。
- ・ 上記の協定を締結しようとする際、検疫所長は、都道府県等に意見を聴取することとともに、医療機関と協定を締結した際には、当該医療機関の所在地の都道府県等に対してその旨を通知することとする。（検疫法第23条の4）

検疫における入院（隔離）先の医療機関の調整

- ・ 都道府県等及び検疫所のそれぞれの入院調整の円滑化を図るため、検疫所長が患者を入院（隔離）させる際の入院先の選定について、相互の緊密な連携の確保に努めるものとされている。（検疫法第23条の5）

検疫における医療機関との協定の進捗等

- ・ 検疫法第23条の4は令和6年4月1日に施行されており、「「検疫感染症患者等に係る医療機関との協定等について」の発出について」（令和6年2月16日付け健康・生活衛生局感染症対策部企画・検疫課事務連絡）により、協定のひな形等を示している。
- ・ 令和8年1月時点において全国の検疫所で189医療機関と協定を締結しており、検疫所における協定の締結においては、引き続き連携いただきたい。